

令和8年度  
朝日川水系発電所等  
施設維持管理業務委託

仕 様 書

村山電気水道事務所

# 第1章 総括事項

## 第1節 一般事項

### 1. 仕様書の適用

この仕様書は、令和8年度 朝日川水系発電所等施設維持管理業務委託に適用する。

### 2. 委託名

令和8年度 朝日川水系発電所等施設維持管理業務委託

### 3. 委託概要

- (1) 施設の清掃作業
- (2) 取水口等除塵作業
- (3) 水槽等排砂作業
- (4) 施設の除草及び支障木伐採作業
- (5) 周辺道路整備及び施設側溝清掃等作業
- (6) 用地境界杭確認及び整備作業
- (7) 機械設備管理
- (8) 施設の雪囲い等作業
- (9) 施設の除雪作業
- (10) 木川ダム放流時の警報車による警告等業務
- (11) 各種点検補助業務
- (12) 木川ダム宿直業務
- (13) 積雪による県道閉鎖期間中の木川ダム通勤補助業務
- (14) その他必要な業務

### 4. 履行場所

西村山郡朝日町大字立木地内外  
(大字太郎・立木・一ツ沢・猿渡外)

### 5. 契約期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

### 6. 委託範囲

本仕様書は、委託の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても委託業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

### 7. 法令等の遵守

委託業務を行うにあたり、受託者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

## 8. 諸手続き及び費用の負担

- (1) 受託者は、委託業務に必要な関係官公署等への諸手続きを行うとともに、その結果等を県側に報告しなければならない。
- (2) 上記に伴う費用は、受託者の負担とする。

## 9. 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者側の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

## 10. 支払方法

毎月の業務実績報告書の作業実績に基づいて受託者の請求により支払うものとする。

## 11. 業務委託の引継

- (1) 受託者は、業務の連続的な遂行に支障をきたさないよう、前年度の受託者より十分引継ぎを行うこと。引継ぎは、受託者が責任と負担をもって前年度の受託者を行うこと。
- (2) 同様に受託者は、次年度の受託者に対し業務に支障を来さないよう誠意を持って委託業務の引継ぎを行うこと。

## 第2節 委託業務施行

### 1. 委託業務用資材

委託業務上必要な資材は、発注者側において無償で支給する。

### 2. 委託用電源

仕様書上特に記載のない場合は、発注者側において次の電源を無償支給する。  
単相交流100V 及び 三相交流200V 各50Hz

### 3. 仮設備

- (1) 受託者の現場事務所として、発注者既存施設を貸出さないものとする。
- (2) 作業員の休憩場所が必要な場合は協議のうえ、発注者既存施設を無償で貸出すものとする。

### 4. 移動車両

作業現場までの移動車両は受託者側で負担するものとする。ただし、警報車による警告業務については警報車（企業局車両）を使用するものとする。また、冬期間は公用車もしくは、発注者が用意するスノーモービル及びヘリコプターにより移動する場合もある。

## 5. 業務管理

受託者は、作業責任者、作業員名簿、作業日誌等の書類を発注者に提出しなければならない。また、緊急時の連絡網を発注者に提出しなければならない。

## 6. 業務承諾

委託業務に関し、毎月作業計画書を作成し承諾を受けなければならない。

## 7. 土・日及び祝祭日における作業

急務を要する場合、発注者の指示により作業を行うものとする。

## 8. 夜間における作業

本仕様書、第2章1 (10)、(12)、(13) ウ及び (14) bの業務を除き、夜間作業は原則として行わないものとする。ただし、委託業務の都合上、夜間作業を必要とするときは、予め発注者と協議しなければならない。

## 9. 緊急時における作業

本仕様書、第2章1 (2)、(10)、(11)、(13) ウ及び (14) bの業務については、緊急時において迅速な対応をする必要があるため、作業責任者及び作業員が早急に対応できる体制をとること。

## 10. クレーンの使用

(1) 受託者が、発注者所有のクレーンを使用する場合は、発注者の許可を得ること。

また、運転、玉掛け有資格者を選任し、免許証の写しを発注者に提出すること。

(2) クレーン使用に際し、必ず事前点検を行うこと。

## 11. 他工事との協調

同一場所において別の工事等が行われている場合は、互いに協調して円滑な業務施行を図らなければならない。

### 第3節 現場管理

#### 1. 事故防止

(1) 受託者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。

(2) 受託者は、委託業務中に流水及び交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。

(3) 委託箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、委託業務に伴い、支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。

(4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。

- (5) 委託現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適切な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をし、夜間は適切な照明を施さなければならない。
- (6) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (7) 万が一事故にあった場合は、速やかに木川ダム管理所職員や監督職員に連絡し、事故報告書を提出すること。

## 2. 安全管理

受託者は作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業責任者は、作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全に遂行すること。
- (2) 作業責任者は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、停電範囲、接地箇所、危険防止措置など具体的事項について発注者と打ち合わせ、作業者に周知すること。
- (3) 作業者には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。

## 3. 整理・整頓

受託者は、委託業務中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理・整頓しておかなければならない。

## 4. 既設備損傷時の修復

委託業務中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、発注者に速やかに報告するとともに、その指示により早急に修復しなければならない。

## 第4節 提出書類

### 1. 一般事項

- (1) 受託者は、次項の書類等を発注者に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び県側の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受託者の負担とする。

## 2. 品目、様式、提出期限及び部数

No.	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者等通知書	A4版	契約時	2
2	作業員名簿	A4版		2
3	緊急時の連絡網	A4版		2
4	作業計画書	A4版	毎月作業前	2
5	業務実績報告書	A4版	毎月作業終了後速やかに (概ね15日以内)	2
6	作業日誌	A4版		1
7	作業月報・月報集計表	A4版		1
8	作業中写真	A4版		1
9	作業実施書	A4版		1
10	その他必要な書類	任意	随時	2

## 第2章 委託業務内容

### 1. 業務概要

#### (1) 施設の清掃作業

##### ① 対象施設

##### ア 朝日川第一発電所

発電所建物内（屋外倉庫）清掃、風洞網清掃、発電所構内清掃、水圧鉄管路清掃、曲淵鉄管路清掃、一ツ沢鉄管路清掃、一ツ沢鉄管路建物内清掃、一ツ沢取水口構内清掃、一ツ沢取水口取付道路清掃、吊橋清掃、慰霊塔周辺清掃、木川ダム堤体周辺（点検階段等を含む）清掃、木川ダム管理所・見張所建物内清掃、木川ダム周辺清掃、木川ダム管理所水源地水槽内部洗浄、放流警告立札（下流8箇所）清掃

##### イ 朝日川第二発電所

風洞網清掃、発電所構内清掃、水圧鉄管路清掃、上水槽建物内清掃、猿渡取水口建物内清掃、猿渡取水口構内清掃、猿渡取水口合宿所水源地清掃

##### ② 作業頻度

2回／年（水源地水槽：1回／年）

#### (2) 取水口等除塵作業

##### ① 対象施設

##### ア 朝日川第一発電所

木川ダム取水口、貯水池水面

##### イ 朝日川第二発電所

猿渡取水口

##### ② 作業内容

取水口スクリーン等の除塵及び塵芥処理

##### ③ 頻度

随時（平日の日中に作業が必要となった場合は、受託者の日勤者で対応するが、休日の日中の場合には、受託者と企業局職員の日直者だけでは対応が困難なため、受託者の緊急連絡網より応援者を決定し対応する。）

（受託者の職務区分は次のとおりとする。日勤者：平日の日中に作業を行う者。日直者：休日・祝日の日中に企業局日直職員の補助を行う者。宿直者：平日、休日・祝日の夜間に企業局夜勤職員の補助を行う者）

### （3）水槽等排砂作業

- ① 対象施設
  - ア 朝日川第二発電所  
上水槽、猿渡取水口
- ② 作業内容  
沈砂池等水路内の排砂
- ③ 頻度  
随時

### （4）施設の除草及び支障木伐採作業

- ① 対象施設
  - ア 朝日川第一発電所  
発電所敷地内、発電所取付道路路肩、調圧水槽周辺、各鉄管点検路、水圧鉄管路周辺、曲淵鉄管路周辺、大鉢沢周辺、一ツ沢取水口取付道路路肩、一ツ沢取水口周辺、一ツ沢鉄管路水槽周辺、一ツ沢取水口点検路（吊橋～取水口）、木川ダム貯水池点検路、木川ダム管理所周辺、放流警告立札周辺（下流8箇所）
  - イ 朝日川第二発電所  
発電所敷地内（屋外変電所を含む）、点検路（余水路、放水路含む）、水圧鉄管路周辺、上水槽周辺、発電所取付道路路肩、ヘリポート、猿渡取水口敷地内、点検路（堤淵沢含む）、合宿所周辺、猿渡取水口ヘリポート、朝日川連絡配電線路下、同点検路、猿渡警報分岐線路下、同点検路、朝日川連絡送電線路下、同点検路
- ② 作業内容  
草刈機による除草及び支障木伐採
- ③ 頻度  
2回／年

### （5）周辺道路整備及び施設側溝清掃等作業

- ① 対象施設
  - ア 朝日川第一発電所  
発電所構内、法面足場（除草用）、発電所取付道路、点検路（水圧鉄管、調圧水槽）、大鉢沢、一ツ沢取水口点検路（吊橋～取水口）、木川ダム堤体周辺、県道（冬期閉鎖期間中の白倉ゲート～木川ダム間）
  - イ 朝日川第二発電所

- 点検路（余水路、放水路）、発電所取付道路、猿渡取水口点検路（堤淵沢）
- ② 作業内容  
当該道路の整備、転落防止柵等の設置撤去及び側溝清掃等（大鉢沢：土砂処理）
  - ③ 頻度  
1回／年（県道及びダム周辺：随時）

#### （6）用地境界杭確認及び整備作業

- ① 対象場所
  - ア 朝日川第一発電所  
発電所構内、水圧鉄管路、曲淵鉄管路、一ツ沢鉄管路、一ツ沢取水口取付道路、土捨場（第5、8、9、10号）、木川ダム貯水池、木川ダム土捨場、木川ダム雪崩防止柵用地
  - イ 朝日川第二発電所  
発電所構内、水圧鉄管路、ハリポート、猿渡取水口構内、猿渡取水口道路、猿渡取水口合宿所構内、猿渡取水口ハリポート
- ② 作業内容  
杭再設置、杭頭塗装、目印取付、周囲の除草
- ③ 頻度  
1回／年（土捨場：1回／3年）

#### （7）機械設備管理

- ① 対象施設  
朝日川第二発電所  
取水口除塵機
- ② 作業頻度  
随時

#### （8）施設の雪囲い等作業

- ① 対象場所
  - ア 朝日川第一発電所  
発電所構内（屋外倉庫周囲を含む）、放水路、木川ダム管理所周囲、木川ダム主ゲート巻上機室、見張所、木川ダム除塵用ホイスト、網場、木川ダム貯水池コースロープ、木川ダム点検用階段
  - イ 朝日川第二発電所  
発電所構内（屋外変電所を含む）、鉄管路（余水路通路）、猿渡取水口構内、合宿所周囲
- ② 作業内容  
当該場所の雪囲いの脱着、フェンス及び門扉等の脱着、取水口の橋板等の設置及び取り外し
- ③ 頻度  
1回／年

## (9) 施設の除雪作業

### ① 除雪対象場所

#### ア 朝日川第一発電所

発電所構内（屋外倉庫周囲及び仮設階段を含む）、一ツ沢吊橋、木川ダム  
管理所・見張所周囲、木川ダム堤体通路、網場、作業船

#### イ 朝日川第二発電所

発電所構内、猿渡取水口構内、合宿所構内

### ② 作業内容

積雪期間中の人力除雪

### ③ 頻度

随時

## (10) 木川ダム放流時の警報車による警告等業務

### ① 対象場所

木川ダム下流の朝日川（最上川との合流点まで約12kmの区間）  
（業務内容イについては、その内監督職員が指定する場所）

### ② 業務内容

ア ダム放流に伴うサイレン吹鳴時の警報車（企業局車両）による拡声器での  
警告（初放流、 $20\text{m}^3/\text{s}$ 放流（春季放流、6月15日～9月30日）、 $50\text{m}^3/\text{s}$   
放流（深夜のサイレン自粛時間帯を含む）、以降放流量が $50\text{m}^3/\text{s}$ 増す度。  
各放流の間、勤務を拘束する場合がある。）

#### イ 河川増水状況の写真撮影

### ③ 頻度

随時（通常管理体制期間中は、当日の日勤者、宿日直者が対応。ただし、土  
砂崩れ等で県道が不通となった場合は、緊急的に不通箇所より下流の警告を、  
受託者の緊急連絡網より応援者を決定し対応する。特別管理体制期間中は宿  
日直がないため、平日の日中は日勤者、夜間及び休日の日中は、受託者の緊急  
連絡網により対応者を決定し対応する。）

（通常管理体制期間：ダム放流を必要とする可能性が高いために、ダムを勤務  
地として管理する期間のことをいう、例年4月から12月下旬および3月中旬  
から3月下旬のことをいう。）

（特別管理体制期間：降雨が少ない等、ダム放流を必要とする可能性が低い  
ために、朝日川第一発電所を勤務地として管理する期間のことをいう。状況を見  
て企業局が決定する。例年12月下旬～3月中旬のことをいう。）

## (11) 各種点検補助業務

### ① 対象場所

ア 朝日川水系の電気事業に関する施設等

### ② 作業内容

隧道及び送電線路（朝日川水系は配電線路を含む）の点検補助

### ③ 頻度

随時（定期的な点検時、及び送電線事故等が発生した緊急時）

(12) 木川ダム宿直業務

- ① 勤務場所  
木川ダム管理所
- ② 業務内容
  - ア 勤務時間  
午後5時15分から翌朝8時15分まで
  - イ 人数  
1名
  - ウ 内容  
電話等の対応、夜勤職員の安全確認等  
(ダム放流等に伴う業務を行った場合は、時間外作業とする。)
- ③ 頻度  
通常管理体制期間中の毎日

(13) 積雪による県道閉鎖期間中の朝日川水系発電施設への移動補助業務

- ① 対象場所  
県道白滝宮宿線  
(朝日川第一発電所から猿渡取水口までの区間、一部町道あり)
- ② 業務内容
  - ア 積雪による県道閉鎖期間中の通常管理体制期間における木川ダム勤務職員の通勤時の雪崩等に対する安全確保のための補助（当該区間は複数台車両での通行を条件とし、以下同様とする。）
  - イ 特別管理体制期間中における木川ダム点検の際の積雪路の道付けのためや雪崩等に対する安全確保のための補助（自動車（公用車含む）及びスノーモービル運転や同乗、徒歩による移動。）
  - ウ 特別管理体制期間中における降雨等による出水時に放流が必要となり木川ダムへ勤務する際の雪崩等に対する安全確保のための補助（夜間及び休日にも緊急な出動がある。夜間及び休日に業務を行った場合は、時間外作業とする。）
  - エ 積雪による県道閉鎖期間中における朝日川水系発電施設点検の際の積雪路の道付けのためや雪崩等に対する安全確保のための補助（自動車（公用車含む）及びスノーモービル運転や同乗、徒歩による移動。）
- ③ 頻度（②のア～エに対応）
  - ア 例年、11月中旬から12月下旬までと、3月中旬から5月上旬まで（積雪による県道閉鎖期間中の通常管理体制期間）の毎日の朝、夕各2回（日勤者登庁時、夜勤明け者退庁時、夜勤入り者登庁時、日勤者退庁時）、2台以上の車両を使用するため、2名以上にて対応
  - イ 週1回（気象条件等により変更あり得る。）
  - ウ 随時（特別管理体制期間中における降雨等による出水時に放流が必要となり、緊急に木川ダムへ勤務する必要が発生した場合。）

## エ 随時

### (14) その他必要な業務

#### a) 木川ダム日直業務

- ① 勤務場所  
木川ダム管理所
- ② 業務内容  
日勤職員の安全確認、管理所周辺の環境整備、公用車洗車等
- ③ 頻度  
通常管理体制期間中の休日及び祝日

#### b) その他

- ① 対象場所  
委託対象場所
- ② 業務内容  
前述までの業務に関連して、施設管理を補助するために必要として発注者が指示する業務
- ③ 頻度  
随時

## 2. 作業方法

- (1) 建物内清掃作業については、掃き掃除・水拭き等その他必要と思われる事項及び指示した事項を行うものとする。
- (2) 構内清掃作業については、掃き掃除・機器廻りの清掃等その他必要と思われる事項及び指示した事項を行うものとする。
- (3) 発電所敷地内の除草については、発注者側から指示があった範囲を行うものとする。
- (4) 取付道路の除草については、両肩1.5m幅で除草するものとする。
- (5) 余水路の除草については、減勢槽までの道路2.0mを片側1.5m幅で除草するものとする。
- (6) 上水槽及び調圧水槽周辺の除草については、発注者側から指示があった箇所を1.5m幅で除草するものとする。
- (7) 朝日川連絡配電線、猿渡警報分岐線及び朝日川連絡送電線路下の草刈りは、監督職員より指示があった範囲とするものとする。
- (8) 除草作業で使用する草刈機については、発注者側から貸与するものとする。支障木伐採については、発注者側から指示があった範囲を行うものとし、使用するチェーンソーについては、発注者側から貸与するものとする。
- (9) 境界杭点検及び確認については、図面等を元に確認するものとする。また、破損及び紛失している箇所については補修するものとする。
- (10) 雪囲いについては、4月又は5月中に取り外し、11月中もしくは積雪状況に応じて設置するものとする。
- (11) 構内の除雪の範囲及び投棄箇所については、発注者の指示により行うものとする。

(12) 上記を含め全ての作業は、毎月初めに渡す作業指示書及び発注者の指示に基づいて行うものとする。

### 3. 記録及び報告

受託者は、本仕様書に定める業務を行った場合は、完了後速やかに次の事項について作業日誌に記録し、発注者に報告するものとする。

- (1) 施設全般の異常の有無
- (2) 実施した作業の内容
- (3) 作業開始及び終了時刻
- (4) 作業者名
- (5) その他必要と認められる事項

### 4. 安全管理

安全管理については、別紙安全管理指示書を遵守することとなるが、その他下記の項目についても留意すること。

・朝日川第二発電所の屋外変電施設には、原則立ち入らないこと。もし、立ち入る場合は企業局職員の立会いの下立ち入ること。

・高所作業で梯子を使用する場合、梯子が不安定な状態での作業は行わないこと。また、必ず梯子を固定する人員を配置し、押さえた状態で作業を行うこと。

### 5. 隣接工事

補修・修繕等で突発的な工事が想定されるため、お互いの業務に支障がないように調整を図ること。

----- END -----

業務委託特記仕様書

別記様式第1号

業務再委託承諾申請書	
年 月 日	
山形県企業管理者 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名	
下記について、業務の一部を再委託したく承諾願います。	
記	
委託業務名称	
委託業務箇所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業務委託料	¥
再委託の分野 ・内容	別紙業務再委託計画一覧表のとおり
年 月 日	
受注者	
山形県企業管理者 印	
上記について、承諾 します。 しません。	

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。  
2 発注者は、承諾するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を乙に交付するものとする。

業務委託特記仕様書

別記様式第1号 別紙

業務再委託計画一覧表

委託業務名		受注者名	
-------	--	------	--

再委託の 分野・内容	摘 要	再委託者名	担当技術者		契約締結予定 年月日	再委託金額 (うち消費税額及
			職名	氏名		
					合計額	

- 備考 1 再委託の予定は、全履行期間にわたる予定を記入すること。  
 2 必要に応じ、再委託者の概要を記載した書類を添付すること。



副所長(兼) 施設管理課長	ダム管理主査	施設主査

朝日川水系発電所等施設維持管理業務 作業日誌				委託業者名					
令和 年 月 日 ( 曜日 ) 天候				作業主任者		印			
作業者氏名				宿直者氏名					
作業内容	作業場所	作業時間 ※15分単位とする。	休憩 時間	通常作業		時間外作業		宿直 (人)	備考 (使用機材、不具合箇所、立会者名等)
				作業員数 (人)	延べ時間 (h)	作業員数 (人)	延べ時間 (h)		
施設の清掃作業		～							
	(時間外分)	～							
取水口等除塵作業		～							
	(時間外分)	～							
水槽等排砂作業		～							
	(時間外分)	～							
施設の除草及び 支障木伐採作業	除草								
		(時間外分)	～						
	草刈機運転								
支障木 伐採		～							
	(時間外分)	～							
周辺道路整備及び 施設側溝清掃等作業		～							
	(時間外分)	～							
用地境界杭確認及び 整備作業		～							
	(時間外分)	～							
機械設備管理		～							
	(時間外分)	～							
施設の雪囲い等作業		～							
	(時間外分)	～							
施設の除雪作業		～							
	(時間外分)	～							
木川ダム放流時の 警報車による警告業務		～							
	(時間外分)	～							
各種点検補助業務		～							
	(時間外分)	～							
積雪による県道閉鎖期間中の 木川ダム通勤補助業務		～							
	(時間外分)	～							
その他必要な業務		～							
	(時間外分)	～							
その他必要な業務 (ダム日直業務)	木川ダム	～							
	(時間外分)	～							
小計					0		0		
木川ダム宿直業務	木川ダム	～							
	(時間外分)	～							
合計					0		0		

(別紙2)

### 朝日川水系発電所等施設維持管理業務 作業月報

令和8年

月分

	通常作業 延べ時間 (h)	時間外作業 延べ時間 (h)	宿直業務 (回)		備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					

(別紙2)

			( )内消費税
普通作業員	(.00)		(.)
	0.00 ×	0 =	0.00
時間外作業	(.00)		(.)
	0.00 ×	0 =	0.00
宿直業務	(.00)		(.)
	0.00 ×	0 =	0.00
合 計(1円未満切捨て)			0.00
(うち消費税及び地方消費税)			(0.00)

朝日川水系発電所等施設維持管理業務 作業月報集計表

令和8年度

	通常作業 延べ時間 (h)	時間外作業 延べ時間 (h)	宿直業務 (回)		備考
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計	0	0	0		

令和 8 年度 ( 月分)

## 朝日川水系発電所等施設維持管理業務委託 作業写真

### 一部完了検査, 出来形検査, 中間検査

月 日	回	検査種別	検査員 職・氏名・印	総括監督員 職・氏名・印	担当者 職・氏名・印	作業責任者 氏名・印
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

### 完了検査

月 日	確認者 職・氏名・印	総括監督員 職・氏名・印	担当者 職・氏名・印	作業責任者 氏名・印
月 日				

事務所名 村山電気水道事務所

受注者名 \_\_\_\_\_

- 注 1. 工事写真は、本表紙様式により全工種を一括綴りとし、インデックス等により、検査毎に仕分けし更に工種毎に細仕分けするものとする。  
2. 工事写真は、検査のつど監督職員に提出するものとする。  
3. 工種は、共通仕様書の「節」の項目とする。

# 安全管理指示書

令和 8年 月 日

件名 令和8年度 朝日川水系発電所等施設維持管理業務委託

## 指示事項

この業務は委託であるため作業員の安全、公衆に対する災害防止は責任をもって行うことその他、下記事項を遵守し安全管理に努めること。

- ~~1 交通の頻繁な道路上の作業は必要な手続きを行い、見張り、交通整理人等を配置し、看板標識、バリケード等の安全用具を用いて安全を確保すること。~~
- 2 酸素欠乏等（硫化水素、可燃性ガス、塗料）の恐れのある場所での作業は濃度測定及び換気を充分に行うこと。
- 3 機械等に巻き込まれる恐れのある作業はロープ、ネット等で仕切りをし、該当機械の電源を切り操作禁止、作業中の標識を明示すること。
- 4 高所作業は安全帯等を付け、転落防止を図ること。
- 5 電気機器の作業は停電区間内で行い、検電を確実に実行すること。充電部は、ロープ、ネットで仕切り、立ち入り禁止等の標識を明示すること。
- ~~6 塗装及び薬品を取り扱う作業は保護具を用い、換気を充分に行うこと。~~
- ~~7 重機での作業は見張りを置き、作業範囲内にみだりに関係者以外立ち入らないようにすること。~~
- ~~8 掘削作業は土砂崩壊に注意し、事前に防護柵等を設置すること。~~
- 9 船舶を使用する場合は船舶の運航前点検を行い、作業者はライフジャケット及び保安帽を着用すること。
- 10 資格を必要とする作業には有資格者を充てること。
- 11 その他、必要な安全対策は常に講ずること。

山形県企業局村山電気水道事務所

担当職員

印

受託者

上記の指示について承諾しました。

担当者

印